

## 福生市体育協会創立60周年記念表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福生市体育協会（以下「本協会」という。）の創立60周年に当たり、本協会の発展に寄与したものを表彰することについて、福生市体育協会表彰規程（平成8年11月30日決定）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(表彰基準)

第2条 前条の規程による表彰（以下「表彰」という。）は、令和2年4月1日現在において、本協会加盟団体及び本協会会員並びに本協会の発展に寄与した団体又は個人に行うものとする。

2 表彰は次の表に規定する区分に応じ行うものとする。

表彰の種類		資格要件	備考
優秀賞	団体	平成22年4月1日から令和2年3月31日までの間において、次のいずれかに該当する団体であって、本協会加盟団体に推薦されたもの。 (1) 東京都市町村総合体育大会又は東京都民体育大会において第8位以内に入賞した団体 (2) 国民体育大会に出場した団体 (3) 前2号に規定する大会に競技種目がない団体については、同号の規定に相当すると本協会創立60周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が認める団体	表彰は、1団体につき1件とする。
	個人	平成22年4月1日から令和2年3月31日までの間において、次のいずれかに該当する個人であって、本協会加盟団体に推薦されたもの。 (1) 東京都市町村総合体育大会又は東京都民体育大会において第3位以内に入賞した者 (2) 国民体育大会に出場した者 (3) 前2号に規定する大会に競技種目がない者については、同号の規定に相当すると実行委員会が認める者	表彰は、1個人につき1件とする。
特別表彰		次のいずれかに該当するもの (1) 本協会の発展に多大に寄与し、又は本協会の名誉を高め、他の模範とするにふさわしい団体又は個人であって、本協会の推薦があったもの (2) 本協会発展のため、多額の金品等を寄付した団体又は個人 尚、体協本部役員、体協加盟団体は除く	

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わないものとする。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
- (2) 選挙権を停止され、その期間中の者
- (3) 成年被後見人又は被保佐人
- (4) 破産者で復権を得ないもの
- (5) 本協会の名誉を著しく汚す行為があったもの

(被表彰者の選考)

第3条 被表彰者団体又は被表彰者(以下「被表彰者等」という。)の選考に当たり、実行委員会に表彰部会を設置するものとする。

2 被表彰者等の選考は、本協会加盟団体又は本協会理事会が推薦したものについて、表彰部会において前条に規定する表彰基準に照らし審査し、候補者を決定し、実行委員会に付議するものとする。

3 実行委員会は、前項の規定により付議された候補者について、被表彰者等としてふさわしいと判断した場合は、承認し、被表彰者として決定するものとする。

(表彰の方法)

第4条 被表彰者等には、表彰状又は感謝状に記念品を添えて贈呈するものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、本協会創立60周年記念式典において行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年7月7日から施行する。

(失効)

2 この規程は、実行委員会が解散した日限り、その効力を失う。